

令和4年第9回臨時会

# 新十津川町議会臨時会会議録

令和4年10月28日 開会

令和4年10月28日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和4年第9回新十津川町議会臨時会

令和4年10月28日（金曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第11号 専決処分の報告について
- 第4 議案第55号 令和4年度新十津川町一般会計補正予算（第8号）

○出席議員（10名）

2番	村井利行君	3番	進藤久美子君
4番	鈴井康裕君	5番	小玉博崇君
6番	杉本初美君	7番	西内陽美君
8番	長谷川秀樹君	9番	長名實君
10番	安中経人君	11番	笹木正文君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
会計管理者	内田充君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	長島史和君
保健福祉課長	坂下佳則君
建設課長	谷口秀樹君
教育委員会事務局長	鎌田章宏君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	窪田謙治君
--------	-------

---

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。  
ただいまから、令和4年第9回新十津川町議会臨時会を開会いたします。  
ただいま出席している議員は、10名であります。  
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、10番、安中経人君。  
2番、村井利行君。両名を指名いたします。
- 

◎会期の決定

- 議長（笹木正文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は、本日1日限りと決定をいたしました。
- 

◎報告第11号の上程、説明、質疑

- 議長（笹木正文君） 日程第3、報告第11号、専決処分の報告についてを議題といたします。  
内容の報告及び説明を求めます。  
町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

- 町長（熊田義信君） おはようございます。ただいま上程いただきました報告第11号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をする。

3ページをお開き願います。

専決第3号。専決処分書。

議決された契約金額の10分の1以内の額を減額することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決月日が、令和4年10月19日であります。

内容を申し上げます。

1、契約の目的、旧JR札沼線線路施設撤去工事。

2、議決年月日及び議案番号、令和4年6月10日議案第38号。

3、契約金額の変更内容、(1)変更前の額6,061万円、(2)変更後の額5,562万7千円、(3)増減額498万3千円の減。

4、変更の理由、線路土工、構造物撤去工等において、概数としていた数量の確定による請負額の変更を生じたためでございます。

以上、提案理由と内容の説明といたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 内容の報告及び説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第11号、専決処分の報告についてを終わり、報告済みといたします。

---

#### ◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第4、議案第55号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第8号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第55号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第8号。

令和4年度新十津川町一般会計補正予算第8号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,627万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億2,787万6千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただいま上程いただきました議案第55号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第8号につきまして、内容をご説明申し上げます。

12ページ、13ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。

総括、歳入。

15款、国庫支出金。補正額5,195万7千円。これは、民生費補助金で、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金価格高騰支援事業費補助金5,000万円と、同じく事務費補助金195万7千円の合計額でございます。計7億3,811万6千円。

20款、繰越金。補正額1,432万1千円。これは、繰越金を財源充当するものでございます。計3,111万3千円。

歳入合計、補正額6,627万8千円、計75億2,787万6千円。

次に、歳出。

3款、民生費。補正額6,158万2千円、計10億4,634万4千円。財源内訳、特定財源、国道支出金5,195万7千円、一般財源962万5千円。

8款、土木費。補正額469万6千円、計8億6,730万1千円。財源内訳、一般財源469万6千円。

歳出合計、補正額6,627万8千円、計75億2,787万6千円。財源内訳、特定財源、国道支出金5,195万7千円、一般財源1,432万1千円でございます。

次に、歳出の内容についてご説明を申し上げます。18ページ、19ページをお開き願います。

3款1項1目社会福祉総務費。補正額6,158万2千円、計1億8,607万6千円。内容を申し上げます。事業番号3番、総合健康福祉センター管理運営事務962万5千円。これは、ゆめりあの空調設備に不具合が発生していることから修繕をするものでございまして、館内の空調監視及びコントロールする中央監視盤に不具合が発生したことから、その入出力モジュールを交換するとともに、当該不具合の原因となる電磁接触器も交換することと併せ、ホール系統空調機のモーターから異音が発生しており故障が予見されることから、これらを修繕するための経費を補正計上するものでございます。

次、事業番号17番、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金価格高騰支援支給事業5,195万7千円。これは、コロナ禍において電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、1世帯当たり5万円を支給するもので、扶助費として1,000世帯分5千万円と、システム改修委託料ほか事務費で195万7千円を補正計上するものでございます。

対象となる世帯は、令和4年9月30日現在、住民基本台帳に登録されている者で、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯又は令和4年1月から同年12月までの家計が急変し、同一の世帯の属するもの全員が令和4年度分の市町村民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯のいずれかとなります。

次に、20ページ、21ページをお開き願います。

8款2項1目道路維持費。補正額469万6千円、計2億3,827万6千円。内容を申し上げます。事業番号3番、道路維持車両管理事業469万6千円。これは、過日の点検におきまして、13トンドーザのトランスミッションから金属片が発見されたことから、当該車両のトランスミッションを修繕するための経費を補正計上するものでございます。

以上、一般会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよ

うお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第55号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

3番、進藤久美子君。

○3番（進藤久美子君） それでは質問させていただきます。3款1項1目、事業番号17番の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（価格高騰支援事業）についてお尋ねをさせていただきます。直接この内容というわけではないのですが、町民の皆さまから、札幌とかいろいろな自治体で5万円に町とか市とかで上乗せをさせていろいろな支援をされているというふうに町民の方から言われております。本町としては、それに上乗せをして何かをする、又町民の方々へのこういう価格高騰支援に対して、何か特別な支援を今後考えられているのか、そのことについてお伺いさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） 3番議員の質問にお答えいたします。

今回の非課税世帯に対する5万円の支給についてですけれども、加えて町単独で何か上乗せ支給がないかというようなご質問でございますけれども、現在のところ非課税世帯に対する給付金については特に今のところは上乗せする考えはございません。

現在、町で単独で行っているものとしましては、子育て世帯に対する得きっずポイントの上乗せですとか、その他にも高齢者世帯等に対して商品券を配付するというのをこれまでも実施してございますし、今後については、いろいろな手当は必要ではないかなという部分はございますが、まだちょっと政策的に議論、検討している段階ですので、今後のことについては、今の段階ではこの場での発言は控えさせていただきます。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第8号は、原案のとおり可決されました。

---

◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

---

◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和4年第9回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。  
大変ご苦労さまでした。

（午前10時15分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員